

平成28年度における放射性物質への対応について（案）

第1 空間放射線量等の測定について

1 平成27年度における空間放射線量等の測定等

(1) 空間放射線量の測定等

ア 定点測定

平成24年度から、総合庁舎、公園（各地区1園、及び田道広場公園）で環境保全課・生活衛生課の職員が、区で購入した日立アロカメディカル（株）製TCS-172Bを用い、総合庁舎では毎週、公園では2週間ごとに測定している。平成27年度からは、測定平均値が減少している為、測定回数を月1回に見直した。結果は区のホームページで公表している。

これらの施設において、いずれの地点においても、高い数値（0.23 μ Sv/h以上）は検出されておらず、区民の健康不安を軽減する一助となっている。

【表 平成27年度定点測定実施施設】

施設名称	実施頻度
総合庁舎東口	月1回
田道広場公園 東山児童遊園 中目黒公園 唐ヶ崎児童遊園 富士見台公園	
めぐろ区民キャンパス公園	

イ 車載式放射線測定機による空間放射線量測定（走行サーベイ）

福島県第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響に関する全体像の把握のため文部科学省が（独）日本原子力研究開発機構に委託して、車載式放射線測定機（KURAMA システムⅡ）を用いて道路上の空間放射線量を測定している。区は平成24年度から参加している。

平成27年度以降は、東京都内で自治体による走行サーベイを行わないという調査終了の連絡が東京都を通じ（独）日本原子力研究開発機構からあった。このため、平成27年度は実施していない。

調査終了の理由は次のとおり。

- ・ 東京都内の平均は自然放射線とほぼ同じレベルであること。
- ・ 福島第一原子力発電所から100km以上の距離があり、今後、空間線量率が増加するとは考えにくいこと。

ウ 上記以外の測定

区立小中学校、幼稚園、保育園、児童館・学童保育クラブについて、施設所管職員等が、簡易測定器（株式会社堀場製作所製PA-1000）を用いて順次測定を実施している。

○ 区立小中学校・区立幼稚園・区立こども園

各学校、幼稚園が規模等に応じて地点を選定し、定期的に測定を実施している。学校の結果は各学校のホームページ等で公表している。

○ 保育園（私立含む）

保育園で、定期的な測定を実施している。（年4回、敷地内5箇所）結果は各園掲示板で公表している。

○ 児童館・学童保育クラブ

安全衛生委員会で取り組む環境測定等の際に年2回（夏・冬）実施した。結果は掲示板等で公表している。

○ 公園

公園、児童遊園、広場などで年1回測定を実施した。結果は区のホームページで公表している。

○ スポーツ施設

野球場・サッカー場・庭球場等について年1回測定を実施した。結果は区のホームページで公表している。

エ 放射線量低減措置

測定の結果、区が対応の目安とする地上5cmで $0.23\mu\text{Sv/h}$ 超の数値が検出された箇所については、立入禁止等の措置を講ずるとともに、放射線量低減措置を取ることとしている。

(2) プール水の放射性物質の測定等

区立小中学校屋外プール、区民センター屋外50mプールを対象に、所管が各施設ともプール運用期間中に1回、核種分析を行った。いずれのプール水についても、不検出（検出下限値 1Bq/kg 未満）であった。

2 平成28年度における空間放射線量等の測定等

(1) 空間放射線量の測定等

ア 定点測定

平成27年度に引き続き総合庁舎、6公園の定点測定は月1回とする。測定方法は、日立アロカメディカル（株）製TCS-172Bを用い、これまでどおり地上1m及び5cmで測定する。

イ 定点測定以外の測定

要望があった施設については、状況に応じて環境保全課がTCS-172Bを用いた測定を行う。

ウ 高い空間放射線量が計測された旨の通報があった場合の対応について

高い空間放射線量が計測された旨の通報があった場合は、環境保全課の職員等によりTCS-172Bによる測定を行うなど対応を図っていく。なお、当該場所が民地であれば、地権者等の了解を得た上で行う。

エ その他の測定

平成27年度に準じて測定（状況に応じて、所管が判断）。

○ 区立小中学校・区立幼稚園・区立こども園

○ 保育園（私立含む）

○ 児童館・学童保育クラブ

○ 公園

○ スポーツ施設

オ 測定後の対応

TCS-172Bにより、区が対応の目安とする地上5cmで $0.23\mu\text{Sv/h}$ 超の数値が検出された箇所については、これまでと同様に放射線量の低減措置を行う。

(2) プール水の放射性物質の測定等

プール運用期間中の測定は実施しないが、高い数値の空間放射線量が計測された場合は、直

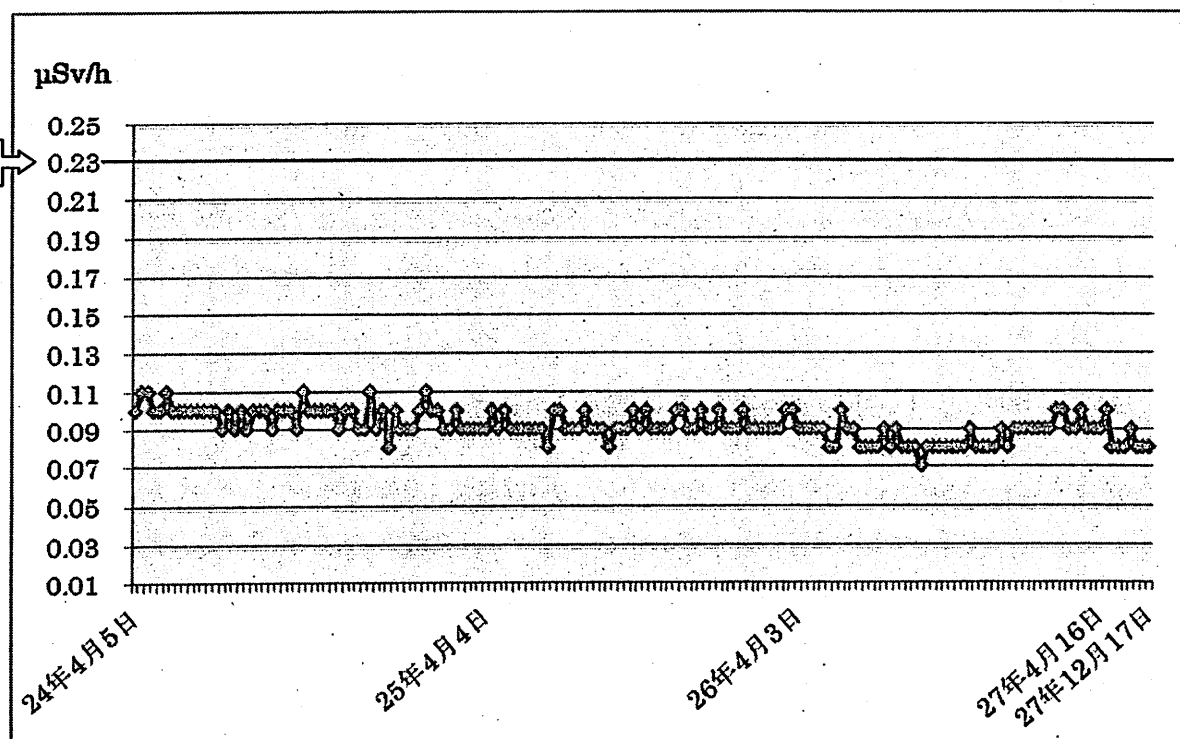
ちに区立小中学校屋外プール、区民センター屋外50mプールの核種分析を行う。

(3) その他

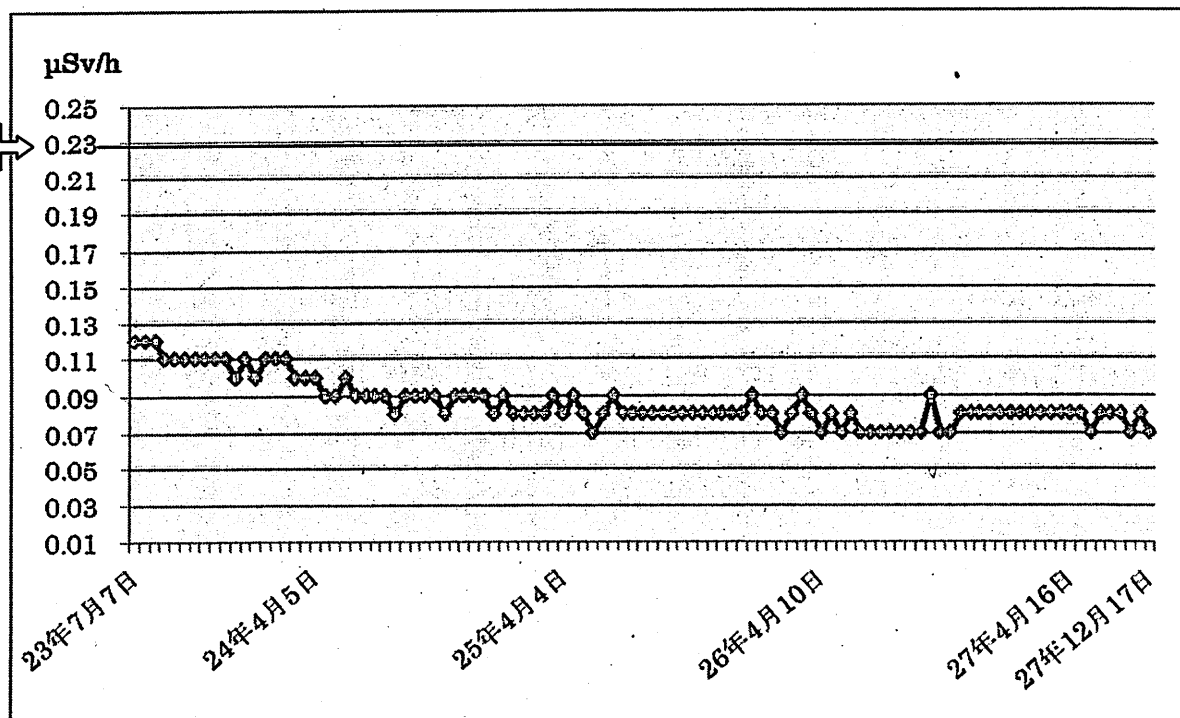
関連部局との連携を密にとりながら、状況に応じた柔軟な対応を継続していく。

<参考>

【グラフ1 空間放射線量の推移（総合庁舎東口）】



【グラフ2 空間放射線量の推移（中目黒公園 健康とスポーツの広場）】



第2 給食食材等の放射性物質の検査等

1 平成27年度における給食食材等の放射性物質の検査

区では、給食食材に対する放射性物質への保護者の不安感を軽減するため、食材の産地公表や主要食材である米・牛乳等の放射性物質検査など対応を行ってきた。さらに保護者における内部被ばくへの不安により野菜や肉、魚など他の給食食材の検査を求める要望も多い中、区としてすべての食材を検査することが難しいことから、平成24年10月からは、消費者庁から貸与された検査機器により、区内保育所、区立小・中学校及び区立児童発達支援センターにおける給食使用前の食材検査を行ってきた。八ヶ岳林間学園及び興津自然学園においても、給食食材(米)と調理済み給食の放射性物質検査を、登録検査機関に委託して実施した。今年度、主要な給食食材の放射性物質検査の結果、食材から放射性物質の検出はなかった。

また、給食食材の検査については、消費者庁からの貸与機器を活用し、使用前の給食食材のスクリーニング検査を継続して実施し、放射性物質が検出していないことを確認後、給食として提供した。

2 平成28年度における給食食材等の放射性物質の検査

児童・生徒等が日々摂取する給食について児童・生徒及び保護者には、今も続く福島原子力発電所の放射性物質に汚染された地下水などによる、放射性物質の内部被ばくに対する不安が依然としてある。こうした状況から、平成28年度も引き続き、毎日摂取する米や牛乳などの主要な給食食材に含まれる放射性物質について登録検査機関に検査を委託して実施する。また、消費者庁より貸与された検査機器による、給食食材及び食育食材の使用前検査を引き続き実施し、保護者に情報を提供することで不安軽減につなげていく。

なお、八ヶ岳林間学園及び興津自然学園については、施設が遠隔地にあることから、消費者庁貸与機器による給食食材の使用前検査が難しいため、これまでどおり給食食材(米)と調理済み給食の放射性物質検査を、登録検査機関に委託して実施する。

(1) 登録検査機関による主要な給食食材の検査(障害福祉課、保育課、学校運営課)

ア 検査品目

- ・ 牛乳、ヨーグルト及び粉ミルク メーカー・製造工場ごと
- ・ 白米、胚芽米 産地・銘柄別

イ 検査方法

ゲルマニウム半導体検出器による核種分析法

ウ 測定物質

セシウム134及びセシウム137

エ 検査時期及び回数

- ・ 牛乳、ヨーグルト及び粉ミルクは、年間4回実施
- ・ 米及び胚芽米は、産地が切り替わる時期を捉えて実施

オ 検査対象施設

区内保育所(69施設 ※H28年度開園予定含む)、区立小・中学校(31施設)、区立こども園(2施設)、校外施設(2施設)及び区立児童発達支援センター(1施設) 合計
105施設

(2) 消費者庁貸与機器による給食食材の使用前検査(碑文谷保健センター)

ア 検査品目

使用前の給食食材及び食育食材

イ 検査方法

ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメーターによるスクリーニング検査

ウ 測定物質

セシウム134及びセシウム137

エ 検査時期及び回数

4月から3月までに各施設 6回程度を予定

オ 検査対象施設

区内保育所（69施設 ※H28年度開園予定含む）、区立小・中学校（31施設）、区立こども園（2施設）、区立幼稚園（1施設）及び区立児童発達支援センター（1施設） 合計104施設

(3) 調理済み給食の検査（学校運営課）

ア 検査品目

自然宿泊体験教室において提供される調理済み給食

イ 検査方法

ゲルマニウム半導体検出器による核種分析法

ウ 測定物質

セシウム134及びセシウム137

エ 検査時期及び回数

各施設、年間2回実施

オ 検査対象施設

ハヶ岳林間学園及び興津自然学園 合計2施設

3 測定及び検査結果等の公表

(1) 検査結果

検査結果については、平成27年度と同様に、区内保育所、区立こども園、区立幼稚園及び区立児童発達支援センターでの掲示、区立小・中学校では各校のホームページで公表する。また、区のホームページ等で公表する。

(2) 産地の公表

給食食材の産地について保育所及び区立こども園では施設内に掲示し、区立小・中学校では各校のホームページで公表する。

以 上